

木工房利用者 各位

芸術の森木工房における貸工房の運用見直しについて（お知らせ）

平素より札幌芸術の森木工房をご利用いただきありがとうございます。

さて、木工房ご利用における諸課題について、予め芸術の森において作成した解決案を皆様に提示した上で、ご利用の皆様と昨年6月と12月に意見交換会を行いました。

その後、いただきましたご意見を参考に、法律家や木材製造分野の災害防止の専門家、市の所管部局に諮りながら、諸課題について整理し、新たな運用方針を定めました。

つきましては、令和6年4月1日より、下記のとおり運用を開始いたしますのでご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 木工房の昼休憩について

- ・ お昼12時から12時45分までを職員、利用者の昼休憩時間とします。
- ・ 昼休憩時間中に利用可能な加工機は、現在の夜間区分と同様の取扱いとします。

（意見交換会の議案では、昼休憩中の利用可能な作業を手工具による作業と限定しましたが、上記のとおり工作室内設置の加工機は利用できるものとします。）

【施設の場所等を尋ねるために入室する来園者への対応】

- ・ 令和6年2月24日から、園内施設のご案内・ご利用はクラフト工房事務室までお訪ねいただくよう案内を掲示しておりますが、昼休憩時間中も含め、案内に気づかずに木工房内に入室する方がいた場合は、在室職員が対応しますので、その旨を職員にお声掛けいただきますようお願いいたします。

※ なお、職員が不在の場合には、お手数ですがクラフト工房をご案内いただきますようお願いいたします。

2 木工房内の昼食について

- ・ 専用利用による場合を除き、原則、木工房内（工作室・機械加工室）での昼食は禁止とします。クラフト工房ロビーを昼食場所として開放しておりますので、適宜ご利用ください。
- ・ なお、混雑により同ロビーが利用できない場合は、芸術の森職員が利用可能な場所をご案内いたします。
- ・ これまで飲食等に供するため持ち込まれた茶碗等の私物は、本通知後3カ月以内にお持ち帰りいただきますよう、お願いいたします。

3 施設利用内訳の明示

- ・ 芸術の森は、貸工房利用者の一年を通じた利用見通しを立てやすくするため、貸工房・講習会・休館日等の各月日数内訳を予めお示しします。ただし、突発的な修繕や天候の急変等による臨時休館はこれに含みません。
- ・ 講習会が講師の体調不良等により急遽中止となる場合、貸工房に振替せずに講習会の模擬講習や職員の技能講習に充て、対応するものとします。

4 大型製材機の利用について

(1) 利用できる方

- ・ 大型製材機は、利用承認を得た方のみご利用いただけます。なお、利用承認を得ている方は、年1回、大型製材機安全講習会を受講いただきます。

(2) 利用の承認

- ・ 現在大型製材機の利用承認を得ている方は、原則として承認を得た製材機を引き続きご利用いただけます。
- ・ 利用承認を得ていない方を対象として、大型製材機のうち、手押し鉋盤と自動鉋盤については、技術習得のための大型製材機技術講習を自由制作相談室の中で行います（4(4)参照）。
- ・ なお、帯鋸盤、横挽き丸鋸盤、縦挽き丸鋸盤の技術講習は、芸術の森木工房においては行いません。

(3) 大型製材機安全講習会

- ・ 大型製材機の利用承認を得ている利用者の安全教育を目的として、毎月、実施します。
- ・ 利用者は年1回の受講を必須とし、安全確保の観点から、令和7年度以降は、前年度もしくは直近1年以内での講習会受講実績がなければ

大型製材機の利用貸出を行いません。

- ・ 講習会の詳細は別途お知らせします。

(4) 大型製材機技術講習会

- ・ 手押し鉋盤と自動鉋盤については、木工自由制作相談室のなかで技術講習を行い、一定程度の受講期間を経て、技術習得を確認しながら利用を承認します。
- ・ 講習会の詳細は別途お知らせします。

(5) 作業の代行

- ・ 大型製材機の利用承認を得ている利用者の作業が危険と判断される場合、また、大型製材機の利用を認めていない利用者で、製材作業を経ないために木工作业そのものが中断してしまう場合に、木工房職員の判断により作業代行を行います。
- ・ 上記いずれの場合も、製材作業に限定し短時間の作業代行とします。なお、一般利用者の作業を優先するため、作業代行の予約受付は行いません。
- ・ 大型製材機の作業代行が長時間に及ぶ場合、また、大型製材機以外の作業代行は、木工自由制作相談室での対応といたします。
- ・ 作業代行を限定的な対応とする観点からも、利用承認を与えている利用者に対しては、大型製材機安全講習会を実施し安全教育に努めるほか、利用承認を得ていない利用者に対しては、手押し鉋盤と自動鉋盤に限り、木工自由制作相談室にて技術講習を行い、利用の自立を図っていきます。

5 木工旋盤の利用について

- ・ 旋盤利用については、現在の設置台数でご利用いただきます。
- ・ ただし、旋盤の利用の公平性を期すため、旋盤利用の予約可能な日数を5日までとして利用いただきます。

【考え方】

- ・ 5日予約した方について、予約した日を過ぎますと予約日は残り4日となります。この場合、新たに1日予約を追加することができます（5日を上限として、予約可能日が回復）。

札幌芸術の森

掲出期間：令和6年4月30日